

◎新潟県告示第774号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三条市の三条土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年6月8日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

理事 三条市三柳5番22号 小林 泰衛

退任年月日 平成24年5月24日